

様式第1号（第7条関係）

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	特用林・自家用林の指定 (第7号・第8号)
根拠法令及び条項	森林法 第10条の8第1項
	<p><input checked="" type="checkbox"/> 有（第4条第1項に該当する場合を含む。）  <input type="checkbox"/> 無（根拠：第4条第2項第　号に該当）</p> <p>公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第　号に該当）</p> <p>【内容】（※審査基準を公表する場合のみ記載すること。）          （伐採及び伐採後の造林の届出等）</p> <p>第十条の八 森林所有者等は、地域森林計画の対象となっている民有林（第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林及び第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林を除く。）の立木を伐採するには、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、市町村の長に森林の所在場所、伐採面積、伐採方法、伐採齡、伐採後の造林の方法、期間及び樹種その他農林水産省令で定める事項を記載した伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <p>一～六 略</p> <p>七 法令によりその立木の伐採につき制限がある森林で農林水産省令で定めるもの以外の森林（次号において「普通林」という。）であつて、立木の果実の採取その他農林水産省令で定める用途に主として供されるものとして市町村の長が当該森林所有者の申請に基づき指定したものにつき伐採する場合</p> <p>八 普通林であつて、自家の生活の用に充てるため必要な木材その他の林産物の採取の目的に供すべきもののうち、市町村の長が当該森林所有者の申請に基づき農林水産省令で定める基準に従い指定したものにつき伐採する場合</p> <p>【その他の基準となる法令・通知等】</p> <p>○森林法施行規則          (法令により立木の伐採につき制限がある森林)</p> <p>第十条 法第十条の八第一項第七号の農林水産省令で定める森林は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定された土地に係る森林</li> <li>二 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十九条第一項の規定により指定された特別保護地区内の森林</li> <li>三 漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第百二十条の規定により除去を制限された立木に係る森林</li> <li>四 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百九条第一項の規定により指定された史跡名勝天然記念物に係る森林及び同法第百二十八条第一項の規定により定められた史跡名勝天然記念物の保存のための地域内の</li> </ul>

	<p>森林</p> <p>五　自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第二十条第一項又は第七十三条第一項の規定により指定された特別地域内の森林</p> <p>六　地すべり等防止法（昭和三十三年法律第三十号）第四条第一項の規定により指定された山崩壊防止区域内の森林</p> <p>七　古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和四十一年法律第一号）第六条第一項の規定により指定された歴史的風土特別保存地区内の森林</p> <p>八　都市計画法第八条第一項第七号の風致地区として定められた地区内の森林</p> <p>九　急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域内の森林</p> <p>十　林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第四条第一項の規定により指定された特別母樹又は特別母樹林に係る森林</p> <p>十一　自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第二十五条第一項又は第四十六条第一項の規定により指定された特別地区内の森林</p> <p>十二　都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第十二条の規定により定められた特別緑地保全地区内の森林</p> <p>十三　明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和五十五年法律第六十号）第三条第一項の規定により定められた第一種歴史的風土保存地区内の森林及び同項の規定により定められた第二種歴史的風土保存地区内の森林</p> <p>十四　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第三十七条第一項の規定により指定された管理地区内の森林</p>
	(果実の採取以外の用途)
	第十一条　法第十条の八第一項第七号の農林水産省令で定める用途は、樹液、樹皮又は葉の採取とする。
	(果実の採取その他の用途に供される森林の指定)
	第十二条　法第十条の八第一項第七号の申請は、申請書（一通）に図面を添え、市町村の長に提出してしなければならない。
	(自家の生活の用に供すべき森林の指定)
	第十三条　法第十条の八第一項第八号の農林水産省令で定める基準は、一森林所有者に対し同号の規定により指定する森林の面積が北海道にあっては二ヘクタール、都府県にあっては一ヘクタールを超えないこととする。
	2　法第十条の八第一項第八号の申請については、前条の規定を準用する。
審査基準 設定年月日	令和6年2月5日
標準処理期間	<input type="checkbox"/> 有(第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。) 期間（ <input checked="" type="checkbox"/> 無(根拠：第6条において準用する第4条第2項第1号に該当)
標準処理期間 設定年月日	年　月　日
所管部署	環境経済部 農政課
備考	

